

第 3 7 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 2 9 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年1月29日岩沼市役所6階研修室A・Bにおいて、下記案件を審議するため、  
第37回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 日程第4 非農地証明願いについて
- 日程第5 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 農用地利用集積計画について

## 1、出席委員

1 番 平井 博      2 番 長田 幸浩      4 番 長田 克美      5 番 大友 信由  
6 番 渡邊 等      7 番 猪股 政一      8 番 郡山 正志      9 番 菅原 龍也  
10 番 八卷 文彦      11 番 宮部 淳子      12 番 木皿 清      13 番 菅井 武雄  
14 番 吉田 俊美

## 2、欠席委員

3 番 佐藤 勲

## 3、農地利用最適化推進委員

15 番 猪股 義広      19 番 齋 明美

## 4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子      係長 橘川 麻美      主事 佐々木 常行

## 1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第37回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、9番菅原龍也委員、10番八巻文彦委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の1頁から3頁をご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、4件受理いたしました。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。  
(挙手なし)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の4頁をご覧ください。報告第2号、非農地証明願について、1件受理いたしております。当該土地は、傾斜になっていること、出入り口が狭いことなどから、農業機械を使用するには不便で、徐々に手入れが行き届かなくなり、山林化が進んでしまったというものです。なお、非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、非農地証明を交付したものでございます。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。担当委員から説明願います。
齋	推 進 委 員	議案書5頁、位置図3頁をごらんください。1月23日火曜日に平井委員、 長田委員、猪股推進委員、私、事務局から二人で現地調査をしてきました。 番号1についてですが、農地の所在は三色吉字台35番地で、地目は畑で、 面積が1,381㎡です。譲渡人は●●●●●さんです。譲受人は●●●●●さん です。内容については、所有権を移転して規模を拡大したいということ です。現地ですが、長岡のりんご団地の一角でありまして、今回、●●●● ●●●●さんの土地については経営規模の縮小で、隣地にある●●●●さんのと ころで譲り受けるということです。りんごの木が植栽されておりまして、そ れについては、今後も譲受人の方でりんご畑として有効に使いたいとい うことでした。近隣の畑についても支障はなく、妥当であると判断いたしま した。続きまして2番目の内容ですが、農地の所在は下野郷字前條576番 の1、面積は2,099㎡。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さん です。内容については、こちらも経営規模の縮小と拡大です。圃場整備の 中の農地で、田んぼとして利用するのに支障なしということで見えてまい りました。以上でございます。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請に対する意見について、申請のとおり許可することに賛 成の方は挙手願います (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請について、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第6、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願 います。
齋	推 進 委 員	議案書の6頁、別紙の位置図を参考に見ていただきたいと思 います。農地の所在は、南長谷字海道南14番の1、畑、1,186㎡。譲渡人は●●●●●

と●●●●さん、権利関係は2分の1ずつ持っています。譲受人は太陽光発電事業を行っております大阪市の●●●●に売買したいという内容です。場所は、南長谷にある玉崎浄水場の、西に100mくらい行ったところの農地です。現地の状況ですが、今現在は保安全管理ということでございます。そこを、譲受人が太陽光発電を設置しまして売電をしたい、ということです。設置につきましては、改めて砂利敷きなどはしない形で、草などが生えた際は、逐一刈りばらいをしながら、あたりに迷惑をかけないような状況で行うということです。隣地の畑等についても、いずれも畑同士なので支障ないと見てまいりました。なお、現地の20mくらい北の方に2軒宅地がありますが、工事の際は、その都度お断りをしながら事業を行いますとお話をしました。現地については、改めて支障はないと見てまいりました。以上です。

議 長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

菅 原 委 員

●●●●という大阪の会社のようなのですが、売電する際は、東北電力に販売する予定ですか。

橘 川 係 長

はい、その通りです。東北電力の方に売電するというので、契約書もいただいております。

菅 原 委 員

続いてですが、下に防草シートや砂利を敷かないということで、草などかなり太陽光発電のパネルは生えるようなイメージがあるのですが、ここは大阪の会社で、そういったメンテナンス的なことを大阪の会社はその都度来てやるのですか。

橘 川 係 長

事業計画をいただいております、ここには年3回必ずやります。ということなのですが、この会社は大阪にあるのですが、大阪の会社が太陽光パネルを設置して、そのあと宮城県にある●●●●という会社に電気を売って、●●●●から東北電力に売るので、宮城県にある●●●●という会社が草刈りをするのかなと推測でしかないのですが。その辺は、もう一度確認させていただきます。

菅 原 委 員

管理は●●●●という会社なのですか。

橘 川 係 長

そこまで事業計画に書かれていなかったの、そこは再度確認させていただきます。

齋 推 進 委 員

当日は代理人の方が来まして立会してもらったのですが、その際その話が出まして、必ず草刈りなどをきちんとしたいということで、その旨会社の方に確実に報告します。とお話がありました。

菅 原 委 員

太陽光発電の全部が全部とは言いませんが、場合によっては管理放棄して荒れて、という話をよく聞くので、その辺のチェックをちゃんとされた

		方が良いのかなと思いました。
橘	川 係 長	再度、確認させていただきます。
議	長	よろしいですか。
菅	原 委 員	はい。
議	長	他にございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
渡	辺 局 長	議案書の7頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。今回は所有権移転が3件、合計6筆で、面積は11,897㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、1月31日を予定しております。以上でございます。
議	長	只今、事務局から説明がありました件について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第37回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 9番 \_\_\_\_\_

委員 10番 \_\_\_\_\_